

消費者法ニュース

CONSUMER LAW NEWS

特集 武富士の営業取り消しを求める(6) (判決全文1件)

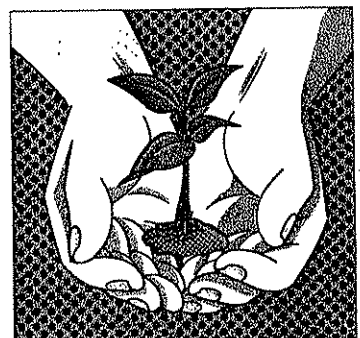
シリーズI サラ金・商工ローン

- (1) ロプロ (日栄)・SFCG (商工ファンド)
- (2) ヤミ金・サラ金・商工ローン判決全文紹介
シティズ (4件) / キャスコ (1件) / ヤミ金 (1件)
/ 年金担保 (1件) / 整理屋 (1件)
- (3) 金利引下げ
- (4) 利息制限法
- (5) 取引経過開示
- (6) ヤミ金
- (7) 日掛け金融
- (8) 年金担保・申入書
- (9) サラ金広告
- (10) 債権回収(サービサー法)の問題
- (11) 活動

シリーズII クレジット・リース被害 (判決全文1件)

シリーズIII 消費者契約法 (判決全文2件)

- シリーズIV 先物取引 (判決全文1件)
- シリーズV 独占禁止法
- シリーズVI 証券・保険
- シリーズVII PL (判決全文1件)
- シリーズVIII 欠陥住宅
- シリーズIX 宗教
- シリーズX 医療問題



<http://www.clnn.net>

相談員の日 / Q&A / 研究・活動 / 事件情報 / 政党・国会議員の声

判例和訳集37件

3 金利引下げ

2・26集会所の報告 経済的側面からする 金利の規制の必要性

税理士 柴田昌彦

クレサラ問題について、弁護士・司法書士という法律家の皆さんは貸金業の規制等に関する法律(貸金業法) 或いは利息制限法や憲法と云う、「法律の角度」から問題提起や被害者救済に取り組みられておられるのではないかと思います。私は一七年間金融機関に勤務して後現在小さな税理士事務所を営んでおります。仕事柄「数字」の角度からこの問題を検討します。数字の世界ですから、場合によっては一方的な見方から数字マジック的な意見となることもありませんが、一つの考え方を捉えていただきましたと思います。

① 国税庁民間給与実態統計調査によりますと、平成一五年一月三十一日現在の一年を通じて勤務した給与所得者四四六六万人の平均給与は四四四万円(男性五四四万円、女性二七五万円)でした。しかも男性では三〇〇万円超四〇〇万円以下の者が五一〇万人の一八・二%、女性では一〇〇万円超二〇〇万円以下が四二〇万人の二五・三%と最も多くなっています。多重債務で相談を受ける相手もこの平均額がそれ以下の収入ではないでしょうか。

② この様な収入状況での家計支出を見てみます。総務省統計局の平成一五年家計調査(※)で、年間収入五分位階級別一世帯当たり

年平均勤労者世帯一カ月間の収入と支出を見ると、年間収入四四五万円以下グループ即ち給与所得者の平均的な給与額以下のグループの月額消費支出は二二万八二五〇円、非消費支出三万五九八八円で、いわゆる日常的生活費用が二五万四二三八円で、年額にして三〇万八五八六円となる。具体的な支出内容は細かく分類されていますが、消費支出の内、住居の家賃代が二万七九八円ですが、実際アパート・マンション暮らしの人はその賃借料は五、六万円以上であり、更に三、四万円程度の消費支出が必要と考えられます。或いは持ち家であれば住宅ローンの返済に実支出以外の支出として五、一〇万円の支出が必要であると思われ、給与所得者のうち年間収入層が男性三〇〇万円超四〇〇万円以下、女性一〇〇万円超二〇〇万円以下です。「消費支出、非消費支出」の日常的な生活費用が三〇〇万円がそれ以上となり生活に余裕は全くないことになりま

	出資法(みなし弁済) 29.2%	利息制限法 15%	日弁連提言利息 8%
100万円	月額返済 ¥42,015 利息合計 ¥512,540	¥34,665 ¥247,940	¥31,336 ¥128,096
200万円	月額返済 ¥84,029 利息合計 ¥1,025,044	¥69,331 ¥495,916	¥62,673 ¥256,228
300万円	月額返済 ¥126,044 利息合計 ¥1,537,584	¥103,996 ¥743,856	¥94,009 ¥384,324

返済金、三年間利息合計の比較を一覧にしたものです。いかに出資法(貸金業法みなし利息)の利息負担が大きい一目瞭然です。

一〇〇万円のサラ金を利用すると、借入利率二九・二%、三六回返済、元利均等払いだと月四万二〇一五円の返済が必要で、三年間に支払う利息総額が五二万二五〇〇円となり、月一三万六〇〇〇円で、年間支払額が月一三万六〇〇〇円、二八回返済の半分近くがサラ金返済となり、三年間に支払う利息総額が一五三万七五四円の返済額となります。こうなると毎月の返済、利息負担が過重となり返済のためのサラ金の利用を繰り返すことで、雪ダルマ式に借入が増加し、多重債務者へ転落していく可能性が大きいと言えます。

④二〇〇四年三月日本弁護士連合会が提言している「統一消費者信用法」はまさに的を得た提言であると思います。中でも金利・違約金の項では、「金融料・手数料及び利息を民事上の制限利率は過去一〇年間の国内銀行貸出約定利率

平均に六%を上乗せして毎家政令で定めるとするもの」です。例えば平成五年から一四年までの平均利率二・六三四%ですのでこれに六%を上乗せして小数点を切り捨てますと八%の制限利率となります。

日弁連の提言である貸出約定平均利率に六%を上乗せした八%の利率で計算すると、一〇〇万円、三六回返済、元利均等払いで月三万二二六六円、三年間に支払う利息総額が二二万八九六六円となります。八%と二九・二%の利率差によって月一六六九円、三年間で三万八四四四円の返済負担額が軽くなることとなります。二〇〇〇万・三〇〇万円ですと、この二・三倍の返済負担額が軽くなります。

2 金利が企業経営に与える影響を統計資料を用いて検討してみます

昨今の景況は極めて悪く、中小・零細業者の売上減少・収益は悪化の一途をたどっています。こうした中、中には一回だけのつもりで商工ローンに手を出してしまう人も案外多いのかも知れません。商工ローンやサラ金を利用する

モデル企業は	
平均売上高	28,118千円
経常利益	1,594千円
経常利益率	5.7%
借入金等	18,790千円(内割引手形 189千円)
支払利息	382千円

可能性の高い事業規模は、必要資金額或いは融資規模からみて小・零細企業と推測されます。経営指標は中小企業庁や国民生活金融公庫等からも発表されていますが、私の属しているTKC全国会の経営指標(平成一六年版)を検討素材とします。全産業黒字企業の内「売上規模〇・五億円未満」の二万五七一四社の財務諸表をモデル企業として、経営指標の一部から少し検討してみます。(以下単位千円)

参考までに、この企業の借入利率は三八・二一八、七九〇〇・三%で資金調達を行っています。又、支払利息対売上高は三八・二二八、一一八一一・三六%です。

①話を分かり易くする為に、減価償却費や割引手形に係る割引料を考慮しないで、仮にこの企業が市中金融等の、高利借入で資金調達を行ったら、

借入金 一八、六〇一×二九・二% 支払利息は五、四三二となり

経常利益一、五九四一(五、四三二) 三三(一三八) 〇△三、四五五の赤字企業に転落します

更に、欠損補填の運転資金としてこの赤字額三、四五五を高利借入に依存すれば

借入金一八、六〇一+三、四五五 〇五六一、〇五六に増加

次期支払利息は、二二、〇五六×二九・二% 支払利息は 六、四四〇となり

経常利益一、五九四一(六、四四〇) 一三八(一〇四) 四六四の赤字企業になります

もっとも、次期の支払利息六、四四〇は、減価償却費一、二九二

は、現金支出を伴わない費用です
 ので、これを考慮すれば欠損補填
 額の為の借り入れ増加額は三、四
 五五〇、二九二で、一六三と
 なり

借入金一八、六〇一・二一、一六
 三二〇、七六四に増加します。
 次期支払利息は、二〇、七六四×
 二九・二%＝六、〇六三の支払利
 息となり

経常利益一、五九四一(六、〇
 六三三・三八二)△四、〇八七の
 赤字経営が続きます。

支払利息対売上高は黒字のモデ
 ル企業では一・三六%であったも
 のが、高利金融を利用してしま
 いますと、六、四四〇÷二八、一一
 六二二・九%あるいは、六、〇
 六三三・二八、一一六二二・五
 %と二一・二%となり、働いて
 も働いても利息の為に働いている
 ような状態になります。もちろん、
 事業経営の過程で、販売努力や経
 費の圧縮などの経営努力でこんな
 雪だるま式にはならないと思いま
 すが、昨今の経済環境からみて心
 配になります。

②では、参考までにこの企業が利
 息制限法の利率で資金調達を行っ

たとしますと、

借入金 一八、六〇一×一五%＝
 二、七九〇となり

経常利益一、五九四一(二、七
 九〇)△三八二△八八四の赤字
 で、やはり赤字企業に転落です。

先ほどと同じように、減価償却
 費一二九三・現金支出を伴わない
 費用ですので、これを考慮すれば

欠損補填額は、二九三・八二四△
 四七九のプラスとなりますので、
 欠損補填の借入金増加はありません
 が、損益計算では赤字企業です。

利息制限法の利率ですら赤字企業
 から脱却することはできないこと
 になります。

③日弁連の提言である貸出約定平
 均利率に六%を上乗せした八%で
 計算しますと、

借入金 一八、六〇一×八%＝
 一、四八八となり

経常利益一、五九四一(一、四
 八八)△三八二△四八八のプラス
 になります。

八%では黒字を計上することが
 できます。「日弁連提言利率」の
 妥当性を評価出来ます。

④別の角度から損益分岐点高利借
 入額(利益が〇となる借入利率二

九・二%での借入限度額)はいく
 らかと計算しますと、

一、五九四三・三八二×〇・
 二九二×二六、七六七

現状借入金一八、六〇一のおお
 よそ三分の一を高利借入に依存す
 ると欠損企業となります。

⑤一方、現状の借入状況の他に、
 新たに設備や備品購入のため、保
 証人や担保の関係で、やむを得ず
 高利金融で資金調達をしなければ
 ならないこととなった場合、この

企業が欠損に転落しないで今後の
 資金調達を二九・二%の高利で資
 金繰りをつけられる金額は、

一、五九四二・〇×〇・二九二×
 二五、四五八

⑥ 損益分岐点借入利率(借入金
 に対する利息負担の限界利率)は
 何%かと計算しますと、

損益分岐点借入利率 (一、五
 九四三・三八二)÷二八、六〇一＝
 一〇・六%

借入金に割引手形を加えますと一
 〇・五%です。

従って、このモデルケースでは、
 企業活動を行っていくための借入
 利率は、利息制限法の一五%はお
 ろか一〇%が限界と計算されます。

⑦ 欠損企業になれば金融機関の融
 資姿勢は悪化し、貸付利率も高く
 なり、悪循環となりかねません。
 場合によっては高利に手を出し、
 やがては倒産の憂き目にあいかね
 ません。

3 健全な生活・経済活動のため
 に

利用する者が悪い、生活態度を
 改めない限り解決しないという主
 張もありますが、世間の生活レベ
 ルからみて、給与所得者の平均給
 与収入額を考慮すれば、高利率こ
 そが、問題の根幹であり、これを
 放置することは公序良俗に反し、
 更には国民の生存権を否定するこ
 とになりかねません。でなければ、
 返済の見込めそうにない多重債務
 者に、更に高利率で融資を続ける
 ことになり、国民の「健全な経済」
 のみならず、「生活と生命」を否
 定することになりかねないと思念
 いたします。